

医療費控除を受けられる方へ

※医療費控除を受ける場合、セルフメディケーション税制は受けられません

○医療費控除について

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために令和5年中に支払った医療費がある場合は、次の式によって計算した金額を、医療費控除として所得から差し引くことができます。限度額は200万円です。

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和5年中に} \\ \text{支払った医療費の} \\ \text{金額の合計} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{10万円} \\ \text{※所得金額の合計額が200万円} \\ \text{までの方は、所得の合計額の5\%} \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$

※令和5年中に実際に支払ったものでなければ控除が認められませんので、必ず支払年月日の確認をお願いします。

○医療費控除の明細書（表面）の書き方

自分か、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費が記入できます

記入例

能勢町用

令和6年度 医療費控除の明細書

医療費通知が複数ある場合は、すべて合計して記入します

※申告時に医療費の領収書等の添付は必要ありません。
※記入欄が足りなければ、コピーしてご使用ください。

住所 能勢町 〇〇
氏名 能勢 太郎
保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）があれば記入します

1. 医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載されている自己負担分の医療費の金額	円	円
⑦	153300	50000

医療費通知がない分の医療費を記入します
「1. 医療費通知に関する事項」に含まれる分は記入できません

医療費通知を添付する場合は、右記の(1)、(2)を記入してください。

医療費通知（上記1）以外の事項

医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局など支払先の名称	(3) 支払金額	保険などで補てんされる金額
能勢 太郎	〇〇病院		円
〃	△△薬局		円
〃	××クリニック		円
能勢 花子	〇〇病院		円
補てんされる金額の合計 (①+④)		250	円

通院に使った交通機関が乗り継ぎ等により複数ある場合は、まとめて記入して差し支えありません

「医療を受けた方の氏名」ごと、「病院・薬局など支払先の名称」ごとに、支払った医療費の金額を合算してください

○総所得金額が200万円以上の場合
→「100,000」円と記入します
○総所得金額が200万円以下の場合
→「総所得金額×0.05」で計算した金額を記入します

例：能勢 太郎さんが〇〇病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費（JR、△△バス） 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費（JR、△△バス） 往復780円

〇〇病院計 = 12,000円
通院費計 = 1,560円

○注意事項

- ※ 申告の際に医療費の領収書を添付する必要はありませんが、自宅で5年間保管してください。
- ※ この様式ではなく、任意の様式の明細書を作成していただいても構いません。
- ※ 医療費通知とは、次の6項目すべてが記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた者
- ③療養を受けた病院等の名称
- ④療養を受けた年月
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

※ 以下の費用は控除の対象になりませんので、明細書に記入されないようご注意ください。

- ・健康診断の費用
- ・インフルエンザの予防接種の費用
- ・リラクゼーションや健康維持、疲労回復のために行った整体の費用
- ・タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合は控除の対象となります。)

